

442
四
14

寒山出洞路

114

秋田縣立
横手分館

雪化出羽路

四卷

6109
442
14

登	5/10
函	4/2
卷	1/1

雪江そはち

四巻



雪江そはち

孫沢柵

山吹万々良

此二巻を山振枕と名付るゆゑより二巻はつねの枕の
下は委曲といひ此堂卯月八日の神事よりありし獅子のま
るい山吹をとりきて枕とせりこゝろねの御ふけのさる色
金峰山コムブシのゆゑもちらむか

やまこねのこかねのちかたきとまの枕も高き山吹の花

保良羽山縁起

大友氏古記録

保良羽山路物語

同年申行事

さとのあけ

塚とのかり

同御社式

古書翰五通

古字コジ地チものかり

同年中行事解 大和孫孝康道書 大和孫の巻
 古券一から 八河木の巻 八河木の巻
 岸氏の巻 守屋氏の巻

大正拾五年三月拾八日



6510
 442
 11

保良羽山縁起

此保良羽峰は鎮坐を御神々出羽国九社の内平鹿
 郡二社なる其一の神社にて恐くも式の御神々羽
 宇志別神とまをりて越後国真澄宮の神官と
 九社考といふものありそ中ハ羽宇志別神とまをり
 天日鷲命ともまをりまふ名多々命を齋奉と
 して天日鷲命ハ本綿修神として旧事記に粟津
 部祖天日鷲命をして本綿修造らしめ給ふと見え
 りしそハなるまれ山を保良波といふ神を羽宇志別
 とまをりなるまに於出羽に義ある事なるもなり
 保良羽ハ諸羽を詔りて去る辭ハや母良波ハ四宮神

社和歌ウタの山科の宮ともありまゝ鳥の腋羽ホロハをいふ
蝦夷嶋エゾノシマは羽保呂波頃呂蝦夷詞之と云黄金山あり此云いざまも
やし似たりまゝ倭建命の神詠は夜麻ヤマ登波ト久途能麻クニノマ
本呂波ホロハといひまゝ阿波アハ加岐山カキヤマ其母モ礼流山レリヤマ登トと云之
かまゝ麻本呂羽の麻假字マカまゝ真をいひまゝ
保呂々助詔ホロハまゝ久途の本之鳥の腋羽の如ゴトに掩カサひ藏カクレて
ふ意コトは山を富呂波ホロハといひ神を羽字志別ハシとまをし
なふハ恐カミコキこゝからまゝの羽ハ常ジヤウまゝ羽伏別ハフシ義カミをいふ
らむり陸奥国の駒形嶺コマカタネの縁起あり此御神も式一
百坐の内栗原郡七社の中駒形根神社コマカタネにてその縁起
いふ古書フルキモノなり抄か申コト云旧社有山宮其村名云栗原

原二迫フタセ在文字村コト勝郡霞岳カミノ在保呂波権現宮中謂之若
児大明神ニギハヤヒといふなり栗原郡東アサリ中ナカて本吉郡ホノキ東
稲山イナヤマあり其山も保呂権現社ありそは太高林タカハヤシも太田
く杜ツともいふなり此神といふはまゝいふなり此事ハおの
まゝ霞む駒形といふ日記ニヒギもいふなり此出羽
国平鹿郡の保呂羽峰の御神を奉齋ウラシイなりまゝいふなり
おもふなり保呂羽を鰻羽ホロハといふ武者の負オヘる母衣ボエの如ゴト鳥
の富呂波ホロハを君ミコといふ羽の上におゐる重オモシれるをいふ
羽といふは堪タカ裏抄ウラシ云武士臨戦リケン傷時被レ傷ケガレ以モツ防敵
矢ヤといふは三代実祢サントノミタ小對馬嶋コタマシマ主小野朝臣コノノアサノミコ春風進
まし起請キツクの曰軍旅之儲タカラ帝在介冑ケウ介冑雖モトモト薄助ハサケ以保

品よりすい「倭訓栞」なる三代実禄に保呂保保衣と見え
雖傳助以保呂とこれハ字のこゝとなし一「東鑑」に女廬と
見ゆ吾國の製なりしゆくの略訓として大に貴人命衣を以
たすより起りしなり又ほつと通了同衣の義なり一説
は鳥のほろをより出とせし下字集に縷をよめれと字書
の義より疑らくハ帆より出とる名なり西声字苑帆ハ
衣也と見えたりほろハ一うけしハほろの木ハ櫓に似て葉
のこまるとのを以て「万葉集」ハ天雲をよめれとのこゝより
鳴神と見えし所ハ其御書なり「蝦夷」もて砂金をとせし
と見えたりも同書にあらも鳥の西翼のハ丹在りて透
間を補ふもなれハ保保衣の義あり「鷹」もほろなりより

いもよわうてしう背のふくらみ多うをほろなりとしり
や我ほろおいたる毛と見えたりとしりこゝの縁起
不然の羽の降りしや山を保多衣と名付くとしり雲
を以て布流富呂相威しりや久しうを以て天衣
命を齋ひたまふとせしなり「伽藍圖」基記ハ卷之部
云保呂山自此至之福二年凡出羽州平鹿郡八沢本邑に
有山号保呂山林岳深秀瑠璃山瑠璃山華果如珠海似
瑠璃山如幽谷祇王権現靈匠也中有精藍号曰祥
昌山天國寺昔有大友藤原吉親者因遊此山林
逢一獵者問曰汝為誰耶獵者答曰我名遠之藤原
常在油利郡以殺業為活吉親と獵者俱登山時

有二靈樹放金光色吉親共怪之俄有沙門至告之曰
此木有三^{うみ}靈王權現即我迦牟尼如來也為利人民故現
種種方便垂跡於我之金峰山此州偏地而利人民故
示現此地汝等疾設社塔以奉權現則國家昇平萬
民樂業矣我即為當山鎮守神言訖乃飛去升而
去昂地成菩薩也吉親感激不已與獵師至山下告
民家村人異之士庶効子^こ來之助不久而成神社佛宇子
院僧坊丹耀^や碧明映徹山川遂成祝國大道場時
天平宝字丁酉年八月十五日也靈驗日新通俗臨
喜^元勝^元者莫不遂願由是次第諸堂落成山下有
普賢堂白山祠其外於山下村中有熊野神社白山

童子仁王若宮弥勒寺諸堂咸為當山属社
 也也見えりま、地蔵經鼓吹近布地蔵經 七卷に傳
 次は羽州平鹿郡八匠木邑は山あり保呂羽云く此伽
 藍開基記を和解したるものと奥羽永慶軍記十二卷
 羽川義植連山路事と云ふなりと云ふは山北橋岡領
 内大友と云所は財宝満ち春属大勢の士民あり羽河
 是を聞てしがまやつを夜討せしと云ふ傳は自出きて
 前は此処嶺維の山路を隔ちたれを馬がかく及に
 とも皆歩立まで言せり斯る交老武者討之
 かりんと欲し立ちて若者之先表討の兵は長谷部修
 理足弟土夷元助無根子早介より前原八十重塚大八

八郎原海二郎三郎源下太郎曰二郎九郎太夫源隆
太夫松崎運走追事善助などて究竟の強盗
三子路人其外所持中の人より山路を越えたるの
地を尋ねたる扱も彼が家屋の軒を見よ其構へ
一所四方にて廻り土垣を掘り土居真々築き其上に
刺交りの生垣をして四方は難矢倉をかき上安心の
体大方なりんまゝ太夫源勘生年二十歳の法師な
りしが黒皮の腹巻を着て三間鑓を杖に突堀庵にあ
りしがひらりしに花越え土居より生垣を踊越え内
へて本戸押開き便宜よきぞ押入と云ふ而路人の者も
時を咄と作りて乱入其者は目の覚めぬ四方の倉

より指下しやんくみ射る是を事とせも彼を打破れ
不叶とて思ひて内より三子路人鑓先を揃て突出され
とも具足着たる者四五人の外なし皆生膚事なる何
に通るべき喚き叫んで攻入る三子路人の奴原の或討き或
手負僅残る者六人女重老人等三子人後の本戸押
開き逃出たる時河足弟玉前松崎うられぬ路に追
うけ安臥切腹せし廿重三子人返して討ひせし
討たせを外とせも時をうけける間も其路人の者
とも財宝を思ひの件に運い取て追よそ後延ける時
川足弟時分よりと家より火をかけて三子路人居持て
引退く夜討の習ひ火を放ち退く事追付れども

めなり彼を捕の内外斬を並に在家殺されども火を
消しとある故に追来る者もなく既し山路に入て三里も
来るかと思ふ時いかゞ知りたりと桶岡の者とも混甲三
騎通さる追ふたり利川下刻て究竟の路盗十
餘人といふ物を守護させ先より急うせ我々二十餘人
殊に續松を打ふ敵松を早に討て拏談り詰め散
るを射るけり之を来追手の者共と知る事と知れ
馴れたる者共なり馬より下り其間互に互を近攻
矢軍は時を移し左右に人数を計りて配りて夜盗
を押包んとしなりけりされども敵は方物馴て初明成
消て戦へ間もなくしとのふやして夜を明くんと時

移るやゝ矢を放ち進つかむ利川の荷物を落近し
遠を窺ひい方は逃んと時を移し敵は夜も明方近
き頃左右に打廻たる桶岡勢の多きとあるを二日上
て突て利川下刻て二十餘人袖下をひきかくる八方
逃ちりあり互に山路切あはし訓ある者共ありそ水
不劣方より追廻り夜盗の功者増りて一人を討
れし方方より成りけり夜討に連土氏を男せ三
十餘人討れり負ひもの多し人より及ぬ桶岡は後を要
心強稠く境毎に目附を急め夜盗の人故を見る
と其件は進せよと下知けりねむ夜盗の者共敵
を稠く取攻られ一処は逃め一処は集る傷

を定め人数を調る約束ぬれ羽川領内の山路を東
へ遅速の人数を動かしては大将義植も東且討
北給ひけるかと云々色を要し待てと午の刻まで
飯らねハ具之を暖てさるるを尋ねたる橋岡の方
にける中より大衆え駄の里の衣を着て一鉢を持
て出る並根子早助十里塚太郎と山伏と成り
其かあり田夫と進の姿なると成りてつるに水
末もたれ敵方とて人も夜盗を討と云とて
飯りしは三日ぶりも何れも飯れ即事共喜ぶ
事懐りなし何れ遅うりけると事のやうを云ぬる
義植云公方へ一時分世の方とて走りけれ

も方角を取失ひ諸木茂りて行々水程人倫の通ひ
もなき方々なりしわらふは海本の流に廻り
里へ出と思ひ下れ三日まで敵の領内計り下りて又
山路へ入り昼夜とも雲を拂ゆく方より下り
さうも具之をぬき捨て敵方へも送れりと思ふ
頼先と左の指より下りたれハ此所を脱んやうなし
しかせとおもひが此後案下出に夜外鬼擁現
立願けり何地ともなく本進の約一人来て恐るる
色もなく我の近くは立寄る所々ハ軍中よりの人
もそおとる何方なりとも道なきふらむと去我
包むきまふされハ油利の羽川へ水道教へり

安んじ三里来りて己が領内へ出たり彼も道の前より
鳥の何地の者か問ふ我は夜叉鬼山の者なり路年少
く山路は踏迷ふを道にせりといふかと思ひて
供侍て見之を是正は夜叉鬼権現なる下と云ふ
感謝肝のめい又路を礼拝して飯なりと諒
けり 保良の山権現縁起事 羽の物語を即
等の古書之趣法師ゆてそれ夜叉鬼権現にておし
てもある下と云く夜叉鬼山の縁起を尋ぬる天
平宝字元年丁酉八月十日平鹿郡夜叉鬼の城より大
友五郎太郎藤原吉親等の告有て雲方の嶽より
人山中より一人の權師は逢ふ其名を問ふは油利住

人遠藤藤次郎と云ふ吉親我嶽に登りてあるに
道なり御逢案内せよと云ふ藤原の者なりと兩人嶽に
行くと云ふ道なりし木茂に嶽岨より谷深くて空
さに見えどもと云ふ林深く飯なりと云ふは時を考ふ方と云ふ
云ふ墨染の衣着たる老僧又忽ちと歎に云ふ人ま色の
光あるを云ふは昔より云ふ山嶽なりと云ふは時の間
ふるかめありある本の中は佛像あり即釈迦牟尼如来
末世の衆生清浄なる天竺佛の國より日本和州吉
野郡に飛降り金峰山の戒王権現と顯じ今亦此山東
方空虚若くして明星の光指出下所坂岨にて罪障
懺悔の汗を流し南方に遠山我よりして指を吹凡そ

見えてうしつれの縁起もいふかゝるあひいふれと天平
宝字元年と大友素麻のあひいふれとつかはし
めと維子山鳥といふかゝるあひいふれとつかはし
まゝ維山鳥のけちめあひいふれとつかはし
雪よりあひいふれとつかはしとつかはし
又山鳥あひいふれとつかはしとつかはし
とつかはしとつかはしとつかはしとつかはし
はかりといふ雪よりあひいふれとつかはし
三ノノ維子と追ひやり雪よりあひいふれとつかはし
そと二羽といふ雪よりあひいふれとつかはし
齋と山鳥といふ雪よりあひいふれとつかはし

保良の権現開山縁起天平宝字元年二月廿五日
川山北平康郡八木村大友素麻素親有子
先列西根山嶽云い山鳥者開山之時就多利北方谷
いふ保良はまゝ保良の山事とつかはしとつかはし
統依はまゝ天國寺事院号者世尊大導師依之
まゝ極樂院事天平宝字七年癸卯四月廿五日
まゝといふまゝまゝのから保良はまゝといふ
まゝ保良の山の別名を金峰山といふといふ安閑天
皇の御まゝといふまゝ保良の権現といふまゝといふ
金峰山有まゝ野山所号成王権現人皇廿八代安閑
天皇也継體天皇長子也勾大足廣國押武金日天皇

男大迹天皇長子母云月子媛マコノヒメ日本紀日本紀三戸崩ミヤウツノ葬所也
市高屋丘陵金峰山麓王権現是之又昔役行者在
吉野山時現狀如像行者云此形難度衆生次現
弥勒形行者尚云未也次藏王権現出現其可怖
貞也行者云是我邦之融化也を見えり加るる
と果実と考ふるハちた夫親まききそりの證と
して其時より安閑天皇の御世より所所齋まあり
一にちみむし龍王の御神され釈迦さま弥勒
さまはそれ等の御神として御宇志別シベツの御神とすそ
りやまのその夢のみさと一いひくそやく天平勝宝
なむゆりして大和国芳野カチノミタレの菴倉峰より御神あり

とて天平宝字元年丁酉八月十五日なるのまゝ下迄
ノ宮を本ト処理美夜より行宮めくらに建て本社より
さきになり成り權宮願宮なり之が

保良羽山神開山以來祭祀之次第

正月

正月三日ヨリ同七日之晚迄矣多就仕土檀那安金并因
家豐饒而祈禱不設事此時止之明堂殿役
勤者氏之才而供米以饗中事

三月ノ方的射之祭祀年ニ前ニ初矢ヲ行服社家
乙矢ヲ可カ付事

四月八日ハ隨佛之祭祀七日ヨリ造華ヲ并ニ奏神樂
祓御湯八日ハ所與字出五人明堂殿役相勤所
與ニ可カ奉供奉供物係了神酒無懈ニ手ヲ前ニ可
献事

五月五日端午祭礼之事六月十日普祭祀之事

八月十五日老回引 右同月廿四日九月初日近当村中
御獅子廻之事此時手前權現之御正射奉守服
社家共任先例其役一可付事 毎年十月音
即本堂所立不可事

土月七日祈禱之妻神樂 献佛湯此時前之神社
無祓可献法湯事

右之通雖末代無懈忌不相勤者也

權現之吉野當山御花束之時合川以合休之
事此節日合川村御手洗漱清水出来事 有清水
女人不淨之者立之事有ルカス不淨之者立事
り此時水色変事 亦代之珍事也之於此地

一畝之權現之御佛侶田 前代日今迄諸役御
受まて田主造り時分女人島之入地主自造り毎年秋
内御佛供米、手前、納小正月宮院之時分央明
堂方へ右御佛供米配分可申事

右之條子孫代右之通一屯之無怠慢守
先例可勤也保多利御開山以來諸事之證文共系圖
等一切之付物家財、迄天正六年子三月下旬火
災悉燒失僅残所々而其也陈逮後代祀可為
忘却之間粗覺通計事之者也以上

天正十六年庚寅春之 大友右三郎長原左健

元禄年中江戸而判テ出テ事ニ天正九年十月七日火災
ノ有之此傳書九道之年月之按之祿之次不用繁
多ニ古證文吟味跡ニ記其刻之云々事載之云々
哉也類斗ノものニ永歲加事云々ト見之云々

保多山年中行事祭式之概分

正月文旦旦早旦齋家中俵住連改火家之巫子降
水ヲ着淨衣是服不淨者リ忌ミ着リ服ニ令氣ヲ家屋設
神壇献帛山内海野ノ産物ヲ調進ス餅神酒等次祓修行
次陰陽行儀次退下 二朝祓修行次陰陽行
儀次退下 三朝祓修行次同日成刻計於

神樂殿

而都習合、説防勤ト云々本宮
ト云々神樂ヲ精久ノ家記見ヘリ

守屋列謹ノ守屋氏修持勤之儀ヲ出雲守以少神

人等奏神樂終リテ 血ニ神人等加茂ノ又數馬
物等門神樂殿

奉通夜也 四朝祓修行ヲ断 同日保多山

參籠大友氏之故遣ニ御定敷之御方事開法帳ニ垂

シ注連飾餅昆布神酒奉調進之軍人等々初テ下ニ
奉通夜ニ

五朝神前御祈禱大友守屋并將廣初官遠麻

孫太夫御祈禱爭論成裁許以來
法外村親行院表代出御神樂役佐々出雲

守等列勤シテ 大友氏進神前尊体大幣ヲ戴キ

神攝祝詞勤之終テ佐々木出雲守大幣ヲ拜執シ

五柏子ヲ奏也但神前出雲守歎不用之
故ノ板ヲ扣キテト奏フナリ次ニ神酒ヲ拜頂シ

下退下 六日朝後修行右内断 七日朝後修

行右内断 八日朝神樂殿御祈禱太友守屋神樂

役出社神人等列居して守屋氏出雲守崇祐修行

終守屋氏獲摩等加持の行 杉ノ前テ御ソリ御供次

退下 此日御祭 十五日御坐ノ間御礼 此日御祭 獻上御

王后夜所守 大友治部少輔 獻上 市牛王御 守

崇江守 寺社法奉行所 以月番法披露

二月一日より五日迄月次潔斎如常日月社日前

神前祈歳法祈禱献法供神酒等後修行終

奉幣祝詞大友氏勤之 但右社中春祈年法祈禱終

中より福命勤之

享保七歲春二月 三社禮、初而祈年

御祈禱之蒙 上命 保見羽山 白鹿三夜 太左治

守を遠 奉 御嶽山 白鹿三夜 太左治

高岳山 白鹿三夜 太左治部少輔奉

五御献致 三社禮御祈禱俱、保見羽山於

神前可等勤行之上蒙仰所吉日二月七日 社但

八事より上初降 神前献御供神酒等太友守屋神

樂役出社神人等列居して勤後修行太友氏三社之

奉幣祝詞勤之 神太役次 神酒拜頂退下 但神前

以太友氏 次於神樂殿 保見羽山妻神樂太友守

屋列席守屋氏修持勤之出雲守以下之神人勤

之次、神酒

拜頂して退下 但神樂所祈祭 次、昭立八

日 御嶽山 高岳山 二社之妻云神樂入左氏
於神壇佐木出雲守以下勤之 三社所祈禱
所後供獻上

保左羽山所中主所後 大左次アサ浦
保左的山所中主所後 守皇遠に守

御嶽山所後 大左次アサ浦
高岳山所後 大左次アサ浦

右所後并供流會所法月番法先中御受取
所副後御是舞次、所中寺社佐事祈所法礼
法取次

三月朔日ヨリ五日テ月次潔齋如常
三日朝神前所祈禱就神供神所等後修

行大友氏勤之同日於神樂殿有矢初神事延
杉木立のヲ掛 凡りの大五尺計杉ノ木端ヲ以テ
作之守皇氏社用トシテ杉ノ葉ヲ伐取ル 大友守皇

的前勤坐守皇氏修持し神樂役以下後ヲ修し
終ニ大友氏初矢ヲ射ル次守皇氏射之山キ杉弓ノ葉ヲ
矢三本ヲ以テ一本ヲ

天上射放ヲ殊ルニ本ヲ以テ 次神樂殿入神樂役以下勤修
三度ツのヲ射ルナリ 再拜終リテ神所ヲ拜頂シテ退下但矢初所祭料
守皇氏持之

四月朔日ヨリ八日テ潔齋正月準ス但朔日大友氏家庭庭
高嶽山ヨリ凡常
高サミヤ計依高注連下云杉ノ丸本ノ
幣事トス此為社用大友氏杉木伐取ル 朔日保左羽山所宮殿

御帳ヲ垂シ注連ヲ張り宮飾リ大友氏勤之
七日神樂殿注連ヲ張り宮飾數勤之 同日酉刻

計於神樂殿有湯立神樂献所供世後三月二日

此下氏為社例 神酒等大友守屋并神人等列居して守屋
此神事を用い 修持し終りて神樂後以下勤之次、神酒拜頂して退下 料
大友氏 捧之

八日當社御縁日 神前御祈禱 大友氏等之儀は觀行
猷御供神酒奉幣祝詞 大友氏勤之同日未刻より
於神樂殿有神樂廻之神事 前、御樂神樂殿より御旅所
大友守屋主社神人等列居して守屋氏奉幣祝詞
勤之神樂役以下後、修し終り佐木出雲守五柳子
と兼つて神酒拜頂し次、神樂廻行列

御獅子頭 童子社子大友氏五祀 惣五工門
御獅子後 前、白山社子役之由山社子大友氏五祀 傳五工

御太鼓 前、仁王社子之役之 室川加茂太夫

御笛 前、守屋之役之 守屋氏 吉左工門

御正躰大幣 大友藩部少輔

御大幣 前、留役之由今、守屋氏 守屋遠江守

若此立役ヲ令セテ五人、明堂ト云フ

神樂之前、並居テ後ヲ誦ム 佐木出雲守

神樂 古来、大友氏神樂、御役より今、傳奉、役ト云フ 下社人

御散米御散銭 能登社子 角助

前、太鼓役之 仁王社子 五左工門

古来、御藏領、時散米散銭米三斗銭五兩文 御政所より傳ト云今、大友守屋出之

数島七郎兵三三茂 助左工門 長吉 孫作

と次皇 少左門 軍器司 長左門 合十人之
殿前ト云フ

神輿 神樂殿シ巡リ三方^ニ方^ニ角^ニシテ獅子
子^ヲ令セ又所旅所^ヲ前^ニ如ク三^ニ巡リ終リ神樂殿
入^ル三種後 獅子大庭^ニシテ匍匐獅子^ヲ舞フ也次退
下^ル少左判官大
左氏持之

九月朔 日ヨリ五日^ニテ月次潔齋如常 廿日神前
祈禱蓬蔭蒲^ヲ以テ法宮殿^ニ奉饌供神酒
奉幣祝詞大友氏勤之 同日神樂殿所祈禱大友
守屋末社神人列居シテ守屋氏修持シ終テ神樂
役以下勤修再拜次神酒拜頂^ニ退下 殿前中敷馬
三^ニ巡リ次皇助

左門右門
神酒持之

十月朔 日ヨリ五日^ニテ月次潔齋如常 廿五日當社
御縁日所神前所祈禱 但前齋三日大友氏等之儀ハ觀行
院中利二部所^ニ後奉拜文云

献所供神酒奉幣祝詞大友氏勤之 同日神樂殿
所祈禱大友守屋末社神人列居シテ守屋氏修持
シ終リ神樂役以下勤修再拜次神酒拜頂^ニ退下
殿前中敷馬三^ニ巡リ次皇助
作置左門右門入神酒持之

七月朔 日ヨリ五日^ニテ月次潔齋如常 七日神前献所供
神酒後修行大友氏勤之

八月朔 日ヨリ五日^ニテ月次潔齋如常 十日當社御縁
日所祈禱所祈禱 但前齋三日大友氏等之儀ハ觀行
院中利二部所^ニ後奉拜文云 献所供神酒

奉幣祝詞大友氏勤之 同日神樂殿所祈禱大友守
 屋主社神人列居守屋氏修持終神樂役以下
 勤修再拜次神酒拜頂見下殿中若王川
 同日社日神前新幣所祈禱具年上穀米粟麥菽
 初種ヲ以テ神飯炊テ神酒成シテ奉調進神領而姓新米
此日所飯後奉幣祝詞大友氏勤之但中務社日新幣神事
各新穀金同日廿七日廿八日九月朔日為恒例即獅子八泥本一
 郷ヲ舞フ也里人穢セリ家中祈禱為之テ神獅子
 請待テ初種ヲ以新酒成シ備之大友守屋役人各列
 坐シテ酒盃三度ニ及テ神獅子ノ舞也元來米穀ノ不収
セシ神獅子
子戴リ
祈禱心祈麻ヲ以願ノ乘

獅子頭 重子社子太友氏配 物在工門
 獅子後 前山社子力役 傳
 太鼓 前仁王社子力役 加茂太夫
 笛 前守屋力役 吉若王川
 市正財大幣 前大友力役 九右工門

九月朔日ヨリ廿日ヲ月次潔齋如常 九日神前
 献新餅菊酒祓修行大友氏勤之
 十月朔日ヨリ廿日ヲ月次潔齋如常 四日夜念就

御神前御戸閉ノ神事ニ早且献御供神酒後修行

大友氏勤之依云此日尊神京都へ召行し候に禁裏ヲ守護し

之也トテ思ハ捧物トナシテ御坐し正月五日ニテ還御成五ツトナリ此故に官人所暇

閉シテ見下此日大友氏所奉入リテ御自ラハ臨殿次神卷悉ク敬ヒ候し奉り御戸

二月朔日ヨリ七日ニテ際齋正月四月準フ 七日保名

羽山恒例之御神樂十月七日所式日一陽兼テ居宅設神

壇献御膳山内海野ノ神酒當り金川所供田ノ所粉餅神酒

後修行一坐終ニ神樂役以下ノ神人妻神樂但所山

神社高岳山副川神社奉命テ以来ニ社ノ所賜立候に勤之終日神事所儀式終ニ奉幣

祝詞大友氏勤之次出雲守幣帛ヲ取立柏子シ奉

也次神酒拜仰御祝儀調退下

十月朔日ヨリ五日迄月次際齋如常 廿五日金川

村所供田所粉粥男齊モリイ白米ニテ年中所供米用之

正月三日宇屋ニ内走升リテ廿七日所後御内金

川掠中賦ル大晦日於神壇献御膳山内海野ノ

神酒後修行大友氏勤之

臨時所祈禱之法事

屋形様以上下法道申法安在之所祈禱

御前様以安在之所祈禱

上ノ様以疾病法快然之所祈禱

於神前大友氏勤之若將蒙オモヒ上命則大友守

屋神樂座以下俱後修行ニ奉幣祝詞大友

氏勤之於神樂殿祈禱去左守屋列席守
屋氏修持之神樂役以下役人奉神樂退下御
後獻上如前 水旱 疫疫^{エヤミ} 諸邦^{エヤミ} 災害
於神前法祈禱去左氏勤之且^{エヤミ} 近東蒙 上命
邦家為五穀豐熟方以祈禱

保良羽山

白銀二枚

去左後部^{エヤミ} 奉
守良きに^{エヤミ} 奉

御嶽山

白銀二枚

去左後部^{エヤミ} 奉

高岳山

白銀二枚

去左後部^{エヤミ} 奉

若所獻仍

三社禮所祈禱俱保良羽山於神前可奉勤行之
者蒙仰獻所保神所等去左守屋神樂役以下列

謹後修行ノ去左氏 三社奉幣勤之次、神所拜
頂^{エヤミ} 退下次、於神樂殿奉神樂去左守屋列席
守屋氏修持之終^{エヤミ} 出雲守以下勤之次、神所拜
頂退下

御後獻上如前

御代々多之時神前所祈禱、所保神所去左守屋
出勤^{エヤミ} 先^{エヤミ} 奉幣使之神拜礼終^{エヤミ} 奉幣役以下
氏勤之次、幣帛ヲ執^{エヤミ} 奉幣使、頭上ノ捧^{エヤミ} 今戴
之次、進神所退下

次、神樂殿所祈禱去左守屋出勤^{エヤミ} 先^{エヤミ} 奉幣使
御拜礼終^{エヤミ} 守屋氏奉幣役以下勤之出雲守以下神

人奏神樂次進神酒退下所後所代參之所方ヨリ
献之

所社式

保良羽山所實殿法番人春三月ヨリ冬十月ニテ大友
氏子弟、下人相副奉守護事參訪或ハ山氣荒業在
當人先斷所代所ヨリ奉
拜礼

所實殿ノ御鍵去友人所事也 神前、御鉢ニテ大角
鉢ハ去友氏所事ニシテ法當領ハ不及言諸國ヨリ參
訪之所初禮法掛物等事拜受事ハ丸鉢ハ由利郡
法以村觀行院由緒有之歲中三夜四月八日
六月十五日
八月十五日所縁日之
節由利一郡之所初禮掛物事拜受事 於神前

參訪之輩、御手王礼當位去友氏配之右觀行院年
中、三夜所縁日之節由利一郡參訪之輩、御手王
礼賦之事 所社内、鐘堂位連掛堂造所内洗水
手洗水御使等、散錢見以去友氏所事ニテ或ハ弟
ノ木々家屋無キ者或ハ下人ノ依銀等、是ヨリテ 附所
宮殿ノ西ヨリテ而間飯リニシテ靴掛石アリ此所散錢ハ
由利郡羽廣村遠藤孫太夫所之

所社内、執所アリ去友氏所事ニシテ常、所番人ヨ
掃置テ所祭礼万端法社用テ是勤之

所當殿并法社中堂、雪圍雪落所社地、法掃除
御坂階所山ヨリノ野火除等、是ルニテ去友氏人数出テ

勤之下居ノ社ヨリ下ノ即坂ノ鐘振お月朔日大友氏并下
居利官人々出テ勤之 保志山所登礼之即時下居
社前アサヒ南ノ堂アリ此地鉄一歲中、志貴止而文毎年四
月八日、出之ぬ志貴文大友氏同止而文下居利官所
務之

御宮殿所送當古来大友氏一人也守屋氏數年願、
因テ布御許客明席事中ヨリ守屋ヲ加ヘテ西人、成ル但、
其他、可為如跡々トシ 上ニ言、任セラ手形引稀ヲ傳フ

ト云氏混今根ト云
御蔭林氣信太山支配古来大友氏一人也存縁、因テ
是又守屋氏ヲ加ヘテ西人、成ル但、常々大友氏所遣人若シテ
守上飯ノ所帳面等、西人各所ニ

公儀ヨリ御祈禱之蒙命或ハ 所代々多之時此祭料
給之尤守屋奉配分事 但為御初度神前ノ所録、他
御本社ヨリ末社鳥居、至ル多御建立法材木等拜
領ノ事儀々入限ノ支配タリト云氏西人加判タリテ可事
願之上方蒙 仰隨之事

御林式

女人不參 鳥獸不食 井不掘
清酒不造 酸不造 燭不作
藍不作 新米正月五日 新薑不備供 薑不作
鳥追不來但人定不出 甜指不來 御獲、甜不出
糒不結

古保九甲辰年四月吉日

大友岩部輔從立藤朝禰花坤

前々年中行事式ありて保多町の所山の二とせの神
事^{ツラカ}精^{ツラカ}知れぬその神祭の三よきのうち二省略^{モレ}こは
此よりぬる後案ありぬれハ終をな不極い集めてて二
のま正月^{ハツキ}の元^{ツキ}三百をけぬその昔^{イナシ}までの潔齋^{イナシ}までの
なる。神事式云々

正月四日朝所祈禱修行云々法戸開初め所神事
世^セ終^ハ云々未刻計り、諸々詰集し先ツ用意持
物^{ツラカ}初^{ツラカ}後^{ツラカ}燈^{ツラカ}明^{ツラカ}神^{ツラカ}所^{ツラカ}在^{ツラカ}展^{ツラカ}シ^{ツラカ}献^{ツラカ}飯^{ツラカ}し^{ツラカ}拜^{ツラカ}礼^{ツラカ}終^{ツラカ}リ^{ツラカ}テ^{ツラカ}ヨリ^{ツラカ}一^{ツラカ}祥^{ツラカ}
組^{ツラカ}合^{ツラカ}、^{ツラカ}雷^{ツラカ}シ^{ツラカ}穿^{ツラカ}チ^{ツラカ}穴^{ツラカ}ヲ^{ツラカ}掘^{ツラカ}リ^{ツラカ}サ^{ツラカ}衰^{ツラカ}笠^{ツラカ}ヲ^{ツラカ}覆^{ツラカ}ヒ^{ツラカ}室^{ツラカ}ヲ^{ツラカ}掃^{ツラカ}ハ
世^セ終^ハ云々未^{ツラカ}刻^{ツラカ}計^{ツラカ}リ^{ツラカ}、^{ツラカ}諸^{ツラカ}々^{ツラカ}詰^{ツラカ}集^{ツラカ}シ^{ツラカ}先^{ツラカ}ツ^{ツラカ}用^{ツラカ}意^{ツラカ}持^{ツラカ}
又^{ツラカ}雷^{ツラカ}大^{ツラカ}凡^{ツラカ}云々^{ツラカ}終^{ツラカ}夜^{ツラカ}修^{ツラカ}養^{ツラカ}居^{ツラカ}其^{ツラカ}雷^{ツラカ}室^{ツラカ}ノ^{ツラカ}敷^{ツラカ}庭^{ツラカ}上^{ツラカ}ヨリ^{ツラカ}所^{ツラカ}坂^{ツラカ}
ヲ^{ツラカ}カ^{ツラカ}リ^{ツラカ}テ^{ツラカ}敷^{ツラカ}而^{ツラカ}、^{ツラカ}及^{ツラカ}ッ^{ツラカ}大^{ツラカ}友^{ツラカ}氏^{ツラカ}人^{ツラカ}敷^{ツラカ}リ^{ツラカ}出^{ツラカ}シ^{ツラカ}テ^{ツラカ}非^{ツラカ}常^{ツラカ}ヲ^{ツラカ}持^{ツラカ}ス^{ツラカ}中^{ツラカ}

中刻斗、仙北由利多訪宮中、充滿し左右、別裸
躰、成テカラシ競べ押合、大友氏勸番者神害シ
以陣、仰テ神前、圍ミ敬意因ス漸、押合盛リ、ハ懸
声足、跳音譁シクシテ言談、以テ通シ難ケルハ二時バ
ハカリミシテ人勢ノ疲シタシ見テ弊因者、幣帛ヲ取テ
指摩スルハ押合止ラ休息ス又、順吏ミシテ甚キヲ稀
押合事始ル如シ勝負決スル時ハ、キリ拍チ板ヲ踏ミ勝餘
波ノ作ル音山中、震動シ凡、隨フテハ三軍怖テ響
ク事アリ又押合ノ半、雪ノ凝リタルシ宮中、投スル幣
ルシ幸、取テ謁シ凌リ或ハ四方ハ垂シ、春モアリ
宮中、甲ノ、連連緩アリ左、緩ミシテオチ、ハカリ、鳴テ、稿ノ、本一本、計リ、殊ニテ
ハ下リ、幣ヲ付ン、左付テハ垂シ、又、押合、怪我、ア、ミ、コ、ウ、ハ、ハ、シ、テ、禍、ヲ、適、ヒ、

トテ謹テ云々又押合盛時歟、レシテ眼光ヲ塞ク故ニ注連
 緋ノ端ニ取テ結フニアタノ注連緋一時ニ足ルヲヤリ

丹刻斗ニ押

合修之宮中、群臣し或ハ諂ヒ或ハ雜言要之ハ心ニ安テ放心ス

事甚し
而當に限り多し
請者百に無
なり
如く
又
古
来
より
是
の
科
は
ス
ル
ナ
シ
寅
刻
斗
の
神
樂

市當に限り多請者百無一の外にメヌ
 雜言要の古来より思ふ程にスルヤサシ

庚刻斗神樂

從カ神前シ清メ奉テ神垂ノ御大幣ヲ出御成メ奉テ御饌
 ノ間正座メ安置メ奉テ饌餅三重昆布神酒二瓶供メ退
 テ拭板南方ニ着坐ス 其ノ初刻大友氏神前ニ進ミ脚
 ヲ禱修行神主大友氏ノ相傳メテ唯授一人神祕アリ
 リ云々

眞隆考^{オモ}々々御令々々事々々^{アラシキ}なり工部又々々
ら^ラんむじ^シより^ヲ荒稿^{アラガウ}を搦^ノ事^{コト}を^ヲ叙^シを^ヲ押^ス下^ノ俗^ノ諸^ノあ
り^ニま^ニへ^ニく^ニあ^ニつ^ニこ^ニも^ニあ^ニび^ニたり^ニお^ニ探^ニぬ^ニさ^ニる^ニや^ニあ^ニし

ちしぬを敷といふなりともみおの祭に南部の
鹿角の山王御の大目もと正月あるなり具若雄寺
踊の手ぶりにまなみおのま似にやう仙臺を正
川田極踊といふなりその手ぶり田うくるさまこづこ
くましの始に稲田の所神を祝齋みなそのさ方をい
うへうをせし事よふそめまゝ此保を山のな
み押合ひなかに筆にも言諸よまゝやうくき暮
れハ神前ハ神燈の蠟燭を而月二而月三而月五
而月一貫は三貫五貫は七貫これ方らしとてけ
もれハ昼の明もやいやまうなをくらひの人のく
息を雲よふしく煙めおれくらごとくかれハさばかり

の蠟燭を光りくらゐ腕夜のころせり神燈の五根の大
雪ハ後雪ハ人のあまたん事を怖れ恐る二三日先
つ日よりな拂ひ卸しぬれ凍氷残りたふが人気は
解けて雨そまゝ夕立の如く千般人のおとろくを
ふみなりも音ハ雷鳴よりも冷し左右の手ハみなから
さけりておしあふまをうぬれぬき出ることありねば
人みなををたかきふといふおし勝つ人群れ北の方
透きたるを見て簪代板敷を叩き立てからときあけ
ぬ揉れ疲れたる者らハわらひいておあけしうふ
人の顔をてうし隅を踏てやそらそらぞい出るを見
れとる浴しう人のこしくけうち流れ横雪禪

をどがりぬかつて雪洞⁴は室より富士の石室の如く
雪を切りて雪穴のひりくにあまふぬ此雪敷を柱^ハ
者作りて一室をその價なるわいとせしむるが廣狭^ハ
らひよめて傳ぬそれのひりくして上六^ハ室^ハ集^ハれ
ふでして屋根しおのれくが着つる葦笠をせ
炭火をこきてあつりまゝ隅^{サレ}隅^{アタ}吸^ス物^{モノ}をもちあふ室
あり夥^ハうけろといふころに校^{オウ}尾^カ螺^ロ吹^フて清光院といふ
うばそく徳松を照らし雪ふまゝとて地^サ道^{ウチ}す^スて神^{カミ}と大
な氏^ハア来^キれハお^ハ今^{イマ}止^トぬ此^{コノ}お^ハ今^{イマ}に掃^{ハキ}員^{イン}たる方
秋^{アキ}田^タの寅^{トラ}よかぬい^ハあ^ハい^ハこれ員^{イン}とい^ハおのわく
力を倍^ハくしけるとおもひあつて後^{ノチ}又^{マタ}守^{モリ}をたとふ

然^{シカ}りとてしきまりぬとほまいる是^{コノ}を^ハあ^ハてを^ハ保^ホ
呂^ロ波^ハの古^コ堂^{タウ}といひける四^シ月^{ゲツ}の日^{ニチ}半^{ハン}は登^{ノボ}る人^{ヒト}ら
ちむれ路^ロをよりい^ハを^ハてま^ハ大^{ダイ}利^リを^ハてま^ハ無^ム能^ネ
といふそ^ハて^ハれ^ハ者^{モノ}に^ハし^ハそ^ハこ^ハに^ハ罰^{バツ}金^{キン}とい^ハける事^{コト}に
都^トの祇^ギ園^{エン}の別^{ベツ}掛^ケ屋^ヤ根^ネの天^{テン}道^{ダウ}祭^{サイ}み^ハち^ハのく江^エ刺^サ郡^{グン}
黒^{クロ}石^シの妙^{ミョウ}見^ミ堂^{タウ}と^ハ同^{ドウ}二^ニ年^{ネン}建^{タテ}ま^ハのまゝとて正^{セイ}月^{ゲツ}七^{シチ}日^{ニチ}
蘇^ソ良^{リョウ}将^{ショウ}来^{ライ}の本^{ホン}れ^ハあ^ハま^ハい^ハ入^イる^ハ級^{キツ}袋^{サイ}を^ハ捕^ツえ^ハとい^ハ
かはぐら^ハは^ハ横^{ヨコ}室^{シツ}禪^{ゼン}せ^ハせ^ハ押^{オシ}合^カぬ^ハ今^{イマ}あ^ハま^ハい^ハ

者其習令の説をも取る所ありて四式古傳を考へ
社稷の社稷たる明徴を推して知らるる事と云
はれ佛説なりとして取捨んと其執一を偏
偏之義に尚此事を櫻より捨たしへかりきり
取分御領

三社の所事なりといふなり此等の四説古式を本付
梓幽深に致して著明明白也と苟も其人の
して浅識寡聞の果是等より更に沙汰をきり
ありていふとゆゑ侍りき茶惟と神に正直を以
為心と抑社稷の祈禱は正に國家の榮衰慶興存
亡は繫かり祭政は明一致の道理なりといふなり

其司職なりとも猶可畏慎の所要也然るに我家往古
の祭に於て國家の祈禱を寄り諸衆の神人の冠され
りといふ事世に成を争ふ者出て終に邪佞淫謀
の爲に蔽ひ昧るゝて近き將に非れ術に備え我侪
衣の凡愚に不知不識奪れて終に邪穢は隣に
事に惜く歎歎事に是是後我ら孫に其の内外
共失ひて堪に疑感せむこと誠恐れ憂をいふ家
の記に天正寛永二社の火難はして終に往古の正
説なりならむといふ也凡に而し事以上の事定に父祖
の説り傳へ事又古老の物説りせしむる時中傳へて
きてハ家を不失まての後鑑とせられよし具申す

以令敷事の粗事跡ある事を片端書留て指し
をきける者なり

掛と云き保良羽山は鑑坐^後尊神と千手振往
古朝日の豊采^{ミツサキ}登り神威隆盛はおく内して
誠教国は行れ貴賤の尊崇も最^{イサト}止^ト而而
方^{ミヤコ}近年以前とは宇津の威後懸^{ヒカ}は疎^スりやして御
社領も五^イ石^ト八^ハ区^ク木^キ村^{ムラ}上^{カミ}傳^{デン}お横手^{ヨコテ}の城主^{シメ}野寺遠^{ノノ}に
守^{モリ}教^{キョウ}より被^カ為^カ守^{モリ}附^{ツキ}吏^シの明堂十人の教原其外役
くの神人四時の祭礼無間断国民の尊敬も不斜^{ミヤツクシミ}
守^{モリ}皇^{ミヤ}の神德^{ミコトノクニ}他邦^{タノクニ}まで光^{ミツ}被^カ給^キひて遠国近国を
請^{モトメ}之^ノ事^{コト}も多^{オホシ}え先^マ殊^ツは其頃^{ミナト}國家^{クニ}民^{タチ}豊^{トヨク}なりて

毎日奉納の法掛物金銀米銭諸神事料拜受

一なれハ先社大友の寺即自^{ソノ}其^ノ家^ノ富^ノ横手^ノの城主^ノと
富貴を争ふ候^{ソノ}ひもの當^ノ時^ノの世^ノ俗^ノ横手^ノの教^ノより成

飲保^ノ多^ノ羽^ノの別當^ノはな^ノきか^ノと諺^ノはも^ノ云^ノふ^ノと^ノ或^ノ殿^ノ番^ノ

昼夜も多く数人の参詣を御養して不耕^ノて食^ノふといひ或^ノハ糟^ノ豚^ノ屋^ノ敷^ノ布^ノり
たりといふ或^ノハ富^ノ有^ノの御^ノ駒^ノ角^ノな^ノきは^ノありといひ或^ノハ神^ノ馬^ノの更^ノ馬^ノハ^ノ駈^ノて外^ノ柵^ノ
を繋^ノて歸^ノりたりといひ或^ノハ寺^ノの銀^ノハ^ノ俵^ノに入^ノし^ノハ服^ノ袴^ノは^ノ束^ノね^ノて積^ノを^ノ止^ノ定^ノ永^ノの火^ノ
事^ノは^ノ焼^ノて今^ノの所^ノ宮^ノの釘^ノ金^ノ物^ノは^ノ用^ノひ^ノなりといひ或^ノハ家^ノ文^ノより^ノて^ノ梁^ノの上^ノは^ノ人^ノ家^ノ
ね^ノ亭^ノは^ノ牧^ノ物^ノ位^ノて^ノ金^ノを^ノい^ノり^ノ行^ノ事^ノ不^ノ能^ノといひ又^ノ方^ノ治^ノ年^ノ中^ノは^ノ下^ノ人^ノ角^ノひ^ノ
といふもの屋敷の端まで古銭を賣文おかり振^ノり出^ノる^ノは^ノありといふ^ノを^ノさ^ノぎ^ノて^ノ通^ノ
用^ノせ^ノと^ノ同^ノ国^ノ田^ノ利^ノ郡^ノ本^ノ社^ノ之^ノ城^ノ主^ノ六^ノ郎^ノ豊^ノ前^ノ守^ノ殿^ノ女^ノを^ノ
島^ノ海^ノ別^ノ當^ノの^ノ所^ノに^ノ嫁^ノせ^ノ事^ノな^ノり^ノといふ^ノ而^ノ年^ノも^ノ不^ノ過^ノ一^ノ百^ノ
四^ノ十^ノ年^ノに^ノあ^ノり^ノと^ノいふ^ノ

使者^ノ飛^ノ脚^ノ往^ノ來^ノせし^ノを^ノ長^ノぜ^ノて^ノ諺^ノし^ノを^ノあ^ノす^ノといふ^ノ

此^ノ腹^ノは^ノ子^ノ人^ノ生^ノれ^ノ何^ノう^ノ殿^ノ大^ノ名^ノ、
縁^ノ由^ノあり^ノと^ノいふ^ノ十五^ノ歳^ノに^ノあ^ノり^ノと^ノいふ^ノ同^ノ国^ノ田^ノ利^ノ郡^ノ本^ノ社^ノ之^ノ城^ノ主^ノ

岩屋能登守殿も互に位来音候賜答せし（所實）
建之時岩屋能登守殿利人足運ひ方勝手よく御箱棟木を得て用
ひしと云ふ其後例は誤り所造定めのなり所産利遠藤和氣より
幸ひ用ひたり元禄年中所部境多端迄江戸所見衆所下向
所利運以來は不上用也
之旨も直に書通賜答せし（此所）
此所書之走麻守守事等又又諸事の事よりやと聞給へ候故書て
お走麻守守事等からせられしと云ふ一なりと今も傳へやき
保冬羽山主人不冬の子王陽子て此器のたぐひ（但大教な）
此器は輝り林森なる神樂（賜金以來所産堂といふ本堂といふ事）
殿於て所陽之神樂物て秋祭の神事ハ往古
来今被執行百有餘歳以前といふ守屋氏神樂
守屋氏よりなりて神樂坐道守殿勤之別役として代々職之則
神樂役は守屋家のみ席す是より其
神樂殿の爲守護号より依て守屋守大夫の名なり

と云ふは其の事なり

天英公岡東より

封の

時

大國よりや邦へ封せられ後ハ
地をも是より導へ城せられ

新は其の事なり

神

大友氏

初稚

歳よりて初果

と云ふ者より養育せられて神事は其の方端守屋

に任せて事を執らしむ

今も其の儀不傳の時ハ
神樂役は其の儀なり

所入國之

初より神に名代として令出勤令負初次として

初主を茂し

訴

せ

や此時神領を

氏

三十五石の守屋氏後又

佛供田三十五石大友氏

分地して爰より初て所神領を令負し自

別當と号し

神主と威を争ひ奢り日月は息事なし

或説ハ

此時我

家守屋より為はた多し時は家弟大田次郎家臣和泉守主も信て羽陽に封
んと欲して南極岡へさしかりき其時民家まれりて土地いけはた大甚き原を
押分く通うんとするは折より所國禰の御扶持をなすものなれば其の方より流
浪して追利強盜せしは途に頗る難儀に及せしと云ふ漸此難を志のみ彼は

を通りてありて本通に廻り羽陽に出て右の意報を **一心意** 成
訴たり故に此家別て定義の希と今も傳へてなり

病むといふも時の缺ひも不及や其事不遂一て終れり
と然れども其職 神前導師大友氏 神樂等師守屋氏 を替はるまゝなりといふ

是れ争ひの端となりて以来代々混雜して慶安四年於て東西
人為繼目上京せり相争ひ兼應三年は戸は於て法ぬ大宮羽廣

和泉と詳論之時為証人與人今某府相争ひ惣而常視の時ま
て神事の度毎に劔刀の刃をみかじ武藝を勵し付はる者まで

も一門 吉永の金次第助至其大郎宗子 傳即父永宗 取う氣實勇猛 家頼不残生きて飯らどし
誓ひておのれの力を争ふこととさながら戦場は出さむといひ

くいとあさむかりしとや政守屋代り力を以て勝事あり
は巧みを以て勝むと謀り朝暮是を心して **鑑照公**

御時代明暦年中守屋又訴て云某代神恩を蒙り

御神領を所務をいふに宮殿所建之は不称偏神
地を食り居るに似たり依て神慮の恐不勘希ふ蒙上

命而後志摩と兩人経営しなむ事を得せりぬ終に 十太夫殿多賀谷 左五王殿手より 年を重ねて訴へりて是偏は表の面は

別へて裏の利心を扶之方端混令せし巧なると若
永是を知て目前災害の至ることを恐れて違ひ難拒

之 仙梅律半右五郎殿は依て拒之 不幸にして早く卒せしなり 終に **鑑照** 某御訪客ありて
明暦四年三月八日為上使 沼井四郎兵衛 清水八兵衛 命之趣手形を奉

て引たりて今も傳ふ 御建立ハ兩人相後仕其外跡々之通可相守 上の上意に任て外ハ守屋中をへるは不及 然る後
守屋所建より加ふるものとて改め尚隨先例神前

守屋と師建立を争ふ折からなれ、再三公事憚り多く
て止まり、吉永の覚書をも見せり。果して薩摩の常孫守
九郎はあて科なく、いして守屋の爲とむる也。

神教

聖令の設は陸奥共本宮共いふ所奉は、人ふ未由業の類懼之
此教は於て師陽立神米穀奉の神事一行は所なり

是又之来、互氏所司也といふ守屋神樂有なり。時不知と
受て守之散鉄、魚物まで、而も以前守屋よりさうしてなり
其後我々存りて不知と不受勢、既に募るる随ひて自
然に押領せしめたりといふ。今事跡を以てお考るるは、有
さるこゝ多し。彼又西部留居の説の片端は誤り、難い
妄言を設けて、同保の羽山尊神、赤鎮坐の初め、失く此宮
は四五而年、はれ鎮坐おへりといふ。其後守屋が先祖今の

御宮所を見立て、勧請し奉り、此宮を本なる故、本宮とい
はれ我々其本なる故、本別當とて樹木の古は保りて
似合敷し、陰り世の人の惑へし奉紙の諸物を合する方
便より掛り畏き者。尊神と延喜式に所載神祇
出羽国九坐當領郡三坐之内保羽山。波字は別神社
上久。王命は依り郡境の鎮坐し、依り国土無窮
の守護神といふ。おへるは思はるる形、節の財
夫の所為より、いして彼方此方と宮所を得、遷るや已
は不知、源頼朝卿。鶴岡八幡宮は勧請之事、本朝
の惣領征夷大將軍より、桶狭間の字あり、事を先達の
癸卯又著し、若し軍に我人の所為より、いふに世間に

あやふき拙堂の類なりといふ無知と雜の証なりといふ神
慮を以て不恐無雙の尊神を以て後初原廟の類に取成焉
世の愚民を惑はし神明を掠めたる事後世無勿任事
なり耳竟あつたを元々之とて必私意より起りて近來
彼の非礼殊堪年年初九日奉幣より絶列席事良久
一飽りハ穢りくして態を不言猶行末る左あるべし
此ハ後世疑とせし人事を恐れて略記し置くものこ

白山社

林蔵の由社なり

保多和山寺初白山社二堂俱往古我家之所司とい
ふ所より延宝三年林蔵の白山の守屋が支配たりし
人を以ていふめりし由より初て不慮の雜題を得て是非

を論じて終に不決不得已して時の主宰今宮根津守
殿へ訴ふところ先年曾祖父老永白山社為造営材
木御判紙を給りて守屋にも見せ社初係兵三より今
迄立時守屋謀りて又林蔵の文字を入れて同じ御判紙を
得て竊に隱し杉二本を寄進し云々社初より一歳
を待て延宝よりりて相争ふ於是本社より白山二堂なる以
て守屋より同じ林蔵の文字依て彼が討書となつてしり

是等限雜に依て而後御判紙願上書西判を以て可申立由被仰之後ハ
是より延宝三年に延宝五年守屋の基に新鳥居を造り御判紙願上書を以て
加判を取り遣へりしは保多和山鳥居と書て中々明多の關をならしと思ひて
子細なく判形出せしに其後二の鳥居争ひの時証拠として出たるを見りしハ
文字を不れりし然れども其後二の鳥居争ひの時証拠として出たるを見りしハ
りこれが事なりといふ人々も不思議をなかりしなり

近頃又信田見七根山の為御座山初次て林蔵本より我領地の中なり